敢て同胞兄弟に望む　清水豊子

作者

清水豊子

号は紫琴。岡山県に生まれる。京都府立第一高等女学校卒業。明治十八（一八八五）年、自由民権派の弁護士・岡崎晴正と結婚し、ともに自由民権運動に携わる。明治二十年、奈良で開かれた民権派の集会に初めて登壇して以降、演説を行った。次第に、民権を男性のみでなく、女性も得るべく、女権運動にかかわるようになる。背景には、晴正が当時の慣習に倣い、他の女性とも家庭を持っていたことによる悩みがあり、明治二十一（一八八八）年に出会った自由民権運動家の植木枝盛（うえきえもり）が、女権を推奨する立場だったことに影響を受けた。豊子は、男女同権とともに、一夫多妻を否定する主張もした。私生活では、明治二十二（一八八九）年、晴正と離婚した。直後には京都で、女権拡張について千八百人の聴衆を前に弁じたと言い、新たな出発を思わせる。明治二十三（一八九〇）年には、当時の先進的な女子教育の雑誌であった『女学雑誌』記者となり、明治二十四（一八九一）年には、小説「こわれ指環」を発表。作中女性の一人称で、離婚に至るまでの心境を描いた。意図しない男性との関係などの波乱も経たが、明治二十五（一八九二）年、農芸化学者の古在由直と結婚した。明治三十年代半ばには執筆から遠ざかった。

出典

本文は『紫琴全集』全一巻（草土文化　昭和五十八）によった。教科書表記の統一による変更のほかは、本文に異同はない。

初出は『興和之友』明治二十二（一八八九）年。興和会は、奈良の民権運動の団体であり、『興和之友』は、その機関誌。ただし、『紫琴全集』に収められているのは、その草稿と考えられている。草稿では、夫という立場が家庭内で理不尽とも言える権力を持って妻を抑圧しているが、そこに法律も及ばないことを批判し、国政における自由より先に家庭における解放を主張している。対して、発表されたものでは国会開設を見据えた同権の主張が大きいという違いがある。ここでは流布している『全集』版を採用した。

語句の研究

●一七九ページ

上5同胞　実のきょうだい。同じ国民、同じ民族。

キー・ポイント　**上6暁ニハ**　ここに限らず、「ニ」「ハ」が現在統一されている平仮名とは異なる字体で書かれている。木版から活字への移行期には、このように複数の仮名が並行して使われていた。

上7必竟　さまざまな経過を経ても最終的には。結局。

上8立憲政体　憲法を定め、議会を通じて国政を行う政治形態。

上9知悉　ことごとく知っていること。細かい点まで知っていること。

上12浸害　ここでは、侵害、つまり他人の権利や所有などをおかすこと。

上14揚々乎として　得意げに。誇らしげに。「乎」は、状態・様子を表す語に付けて、語調を強める助字。

上14繊弱　かよわいこと、たおやかなこと。

上14乗して　乗じて。つけこんで。

上15抑圧を逞ふせん　要求や行動に対する押さえつけをほしいままにしよう。

キー・ポイント　**上18これあに論理に適したるものならんや。**　明治開化期には、近代化の尺度として論理的であることが求められた。女性については感情的で知性に乏しいというステレオタイプが広まっていたが、この文章では男性の人権論者の矛盾を整然と指摘している。

下1奥妙の理　奥深くとらえるのが難しい物事の道理・道筋。

下2大見識家　物事の本質を捉え、確かな判断をする能力を持った人。

下3便宜　好都合。

下3器械　装置・道具。「機械」が主に動力装置を内蔵したものに使用されるのに対し、「器械」は動力装置を持たないものに使用する。

下4玩弄物　おもちゃ。慰みものとしてもてあそぶもの、人。

下4妾　一人称の人称代名詞。女性がへりくだって使う。近世では武家の女性が使った。

鑑賞

自由民権運動が主張した憲法制定と国会開設は、明治十四（一八八一）年の明治天皇による国会開設の詔勅に基づいて、明治二十二（一八八九）年に大日本帝国憲法が発布され、明治二十三（一八九〇）年に国会が開設されることになっていた。この実現を目前に、世間の注目が集まる時期に発表された文章である。自由や立憲政体を求める人々は「人権」が尊重されるべきことを知るはずであり、「人」とは男女を共に含む言葉であるにもかかわらず、女性を抑圧する男性がいるのはどうしたことかと、論理的に問いかけている。

この時の選挙権は、十五円以上納税する二十五歳以上の男子に限定されていたことはよく知られるが、これは全人口の一パーセント程度に過ぎない。文章では、数少ない国会議員を目指せる人に向けて、得られる力をどのように使うか問いかけているが、男性の多くも政治の意思決定に参加できない状況を背景にしていればこそ、「人」はすべて同じだとして、女性の抑圧への共感を引き出すべく訴えかけている。当時の「女権」は、論者によって、女性参政権の要求にも、基本的な人権の意味でも使われている。本抜粋では、日常生活の隅々に及ぶ男性から女性への圧迫を問題にしているので、後者と言える。

自由民権運動においては、演説会を開き、主張を聴衆に広めることが行われた。演説には特徴的な口調が生み出されたが、書き言葉である評論においてもそうした特徴は移され、インパクトを与えている。本抜粋でも、「ならずや」「あらずや」といった問いかけが多く用いられて読み手に同意を求めており、「その通り！」「違う！」など掛け声をかけたくなるような文体である。

先行するテクストとして中島湘煙（文久三〈一八六四〉年～明治三十四〈一九〇一〉年）の「同胞姉妹に告ぐ」（明治十七）があり、これを意識したことがみてとれる。中島湘煙も民権思想家であり、「自由燈」や「女学雑誌」を中心に論説を発表したが、若くして肺結核で亡くなった。「同胞姉妹に告ぐ」は、教育や財産所有など広い話題について、男女が同権であるべき論理を明示し、男性が力で女性を抑える非を説き、愛情の重要性を述べた。中島が女性たちに論理への目覚めを呼びかけたのに対し、本教材では、権力を持ち、女性の人権を制限している男性に「敢て」「同胞」と呼びかけ、彼らの変化を求めている。

引用以外の部分には、「我等女子たるものは必しも吾々の兄弟諸君即ち我国の男子諸君にのみ依頼して自由を享受し権利を獲得せんと欲する者にあらず我等女子たる者の勉むる所によりて其志を達せんと欲するものなり」、つまり女権の拡張は自分たちの努力によって進めようと思っている、という主張もあり、意気が感じられる。

（小平麻衣子）